諮問庁:国土交通大臣

諮問日:平成28年5月2日(平成28年(行情)諮問第348号,同第3

50号及び同第351号)

答申日:平成28年10月11日(平成28年度(行情)答申第404号,

同第406号及び同第407号)

事件名:特定事案の手続に関与した職員等の出勤簿の不開示決定に関する件 特定事案において情報公開・個人情報保護審査会に提出した理由説 明書の作成に関与した公務員等全員の出勤簿の不開示決定に関する

件

特定文書に記載されている担当職員等の出勤簿の不開示決定に関す る件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書1ないし文書3(以下「本件対象文書」という。)につき、その全部を不開示とした各決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、別紙の2の3欄に掲げる日付及び処分 番号により国土交通大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った各不開示決定(以下、順に「処分1」ないし「処分3」といい、併せて「原処分」という。)について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立書

法では、開示請求者の過去の発言等の内容で、行政文書の不開示決定 理由にはならない。

(2) 意見書

ア 本件は、以下の理由により、出勤簿は開示されなければならない。

イ 「出勤簿」について、処分庁は過去の開示決定において開示している。よって、「出勤簿」は、開示対象文書であるため、開示されなければならない。

ウ 諮問庁等の主張は、異議申立人の過去の発言を取り上げ、異議申立

人の発言内容で不開示決定を行っている。

しかしながら、法では、誰がやっても行政文書の開示・不開示決定 は同じにしなければならないという大原則がある。

本件での不開示理由は、異議申立人に対してのみしか通用しない。 なぜなら、他の国民が異議申立人と全く同じ発言をするとは限らない からである。

法の開示手続は、異議申立人の発言に左右されず、誰がやっても同じ決定を行わなければならないのに、異議申立人の発言で決定を行っていることは言語道断である。

エ 異議申立人の発言であるが、処分庁は、異議申立人が行った直近の 開示請求での発言に基づいて不開示決定を行っている。

しかしながら、異議申立人が行った直近の開示請求では、処分庁には1度しか連絡を入れていない。内容は、開示請求書を普通郵便で送達したので、届いたのかどうかの確認と、異議申立人が求める行政文書とはどのような行政文書なのかの説明を行った電話であり、時間でいうと24分程度であり、処分庁が記載した異議申立人の発言内容は虚偽であり、また、異議申立人が複数回処分庁に電話をかけたと理由説明を行っていることも虚偽である。

虚偽内容で本件不開示決定を行うとは、言語道断である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 異議申立人は、原処分を取消し、本件対象文書の開示を求めていることから、不開示決定の妥当性について、以下のとおり検討する。

開示請求人は、直近の開示請求において国土交通省に複数回にわたって 問合せを行った際に、電話対応した職員の説明に対して冷静に聞く態度を 全く示さず、一方的に当該職員に対して、罵詈雑言を吐き、「俺は、お前 を刑事告発してクビにさせることができるんだぞ」と発言し、また、当該 職員の行為が犯罪に該当すると言い張り「お前は死刑だぞ」などの発言を 行っていることから、行政事務の遂行に支障をもたらすのみならず、当該 職員に対して危害を及ぼそうとする悪意がうかがえる。また、別件の開示 請求書に同封された提出資料に明確に「関係者等を刑事告訴する」旨が記 載されていた。

- 2 このような経緯を踏まえると、本件対象文書を公にすると、関係する職員が特定され、職員の日常生活の平穏が害されるなどの危害が加えられるおそれがある。また、関係する職員に対して威圧的な電話による問合せがなされることにより、日常の行政事務の遂行が妨げられるおそれがある。
- 3 したがって、本件対象文書に記載された情報は、法5条6号柱書きに規 定する「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす」情報に該当すること から、不開示とした原処分は妥当であると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、平成28年(行情)諮問第348号、同第350号及び同第351号を併合し、調査審議を行った。

① 平成28年5月2日 諮問の受理(諮問第348号, 同第350 及び同第351号)

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受(同上)

③ 同月23日 審議(同上)

④ 同月30日 異議申立人から意見書を収受(同上)

⑤ 同年6月30日 本件対象文書の見分及び審議(同上)

⑥ 同年9月12日 審議(同上)

⑦ 同年10月6日 諮問第348号,同第350号及び同第3 51号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、法5条1号及び6号柱書きに該当するとしてその全部を不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、本件対象文書の開示を求めているところ、 諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分 結果を踏まえ、不開示情報該当性について検討する。

- 2 不開示情報該当性について
- (1)本件対象文書は、国土交通省大臣官房広報課情報公開室の職員に係る 出勤簿であり、それぞれ①氏名欄、②月日ごとに職員が出勤したこと を証するための押印欄、③月日ごとの欠勤・休暇等記録欄、④年次休 暇付与日数欄、⑤休暇等の集計欄の各欄及び様式から構成されている ことが認められる。処分庁は、本件対象文書の全部を不開示としてい る。
- (2) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件開示請求の経緯及び本件対象文書を不開示とすべき理由等について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。
 - ア 本件開示請求の経緯
 - (ア)本件は、異議申立人からの別件行政文書開示請求事案(以下「別件事案」という。)について、開示請求書に開示文書の写しを送付するよう記載して郵便切手を同封していたものの、国土交通省ではそのような便宜的取扱いをしていないことから、大臣官房広報課情報公開室の職員がこれを使わずに返送し、原則どおり開示の実施方法等申出書とともに郵便切手を送付するよう求めたことに端を発し

たものである。

- (イ) 異議申立人は、職員の上記対応に激高し、複数回にわたり情報公開室に電話をかけ、対応した職員の説明に対して冷静に聞く態度を全く示さず、「開示請求書にこちらの希望を書いてあるだろう。なぜできないのか。おまえらは無能か。公務員なら国民のために働くんだろう。」などと一方的に罵詈雑言を浴びせ、「俺は、お前を刑事告発してクビにさせることができるんだぞ」、「お前は公務員職権濫用罪で死刑だぞ」などと暴言を繰り返した。また、職員が提出を求めた別件事案の開示の実施方法等申出書に「郵便切手を2回郵送しなければならない理由を1週間以内に書面で回答せよ。回答がない場合は、関係者等を刑事告訴する。」などと記載して提出した。
- (ウ) そして、異議申立人は、別件事案を担当した職員を「仕事が出来ない」と批判して「別件事案を処理した仕事の出来ない公務員等全員の出勤簿」の開示請求を行い、平成27年12月25日付け国広情第289号による不開示決定を受けると、今度は、同不開示決定の手続に関与した職員等の出勤簿(文書1)の開示請求を行った。
- (エ)次いで、異議申立人は、上記国広情第289号の不開示決定に対する行政不服申立事件について諮問庁が当審査会に諮問(平成28年(行情)諮問第134号)すると、同諮問時に提出した理由説明書の作成に関与した公務員等全員の出勤簿(文書2)の開示請求を行い、さらに、同理由説明書に「当方」、「担当職員」と記載されている職員の出勤簿(文書3)の開示請求を行ったものである。
- (オ) このように、異議申立人は、情報公開室の職員の行為があたかも 犯罪に当たるかのように因縁を付け、刑事告発するなどと威圧的な 言動を行った上、職員の出勤簿の開示を執拗に求めていることから すると、本件開示請求の意図、目的には、職員に対して危害を及ぼ そうとする悪意がうかがえる。

イ 法5条1号該当性

- (ア)本件対象文書は、職員の氏名の記載があることから、それぞれ、 各職員ごとに、全体として法5条1号本文前段の個人に関する情報 であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。
- (イ)情報公開室の職員は公務員であるところ、平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」(以下「申合せ」という。)によれば、公務員の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名については、特段の支障の生じるおそれがある場合を除き、公にするものとされており、申合せにいう特段の支障の生ずるおそれがある場合とは、氏名

を公にすることにより、法 5 条 2 号から 6 号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合及び個人の権利利益を害することとなるような場合としている。

(ウ)上記アに記載した本件開示請求の経緯からすると、本件対象文書に記載された各職員の氏名及び印影を公にすると、各職員があたかも犯罪を行ったかのような誹謗、中傷又は攻撃の対象となる危険性があり、各職員の権利利益を害するほか、今後、各職員が開示請求者の威圧的な要求に対して正当な反論を差し控えるなどの事態を生じさせ、諮問庁の情報公開事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、申合せにいう特段の支障の生ずるおそれがあるものと認められる。

したがって、本件対象文書の各職員の氏名及び印影は、法 5 条 1 号ただし書イの法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には該当せず、同号ただし書口及びハに該当する事情も認められない。

- (エ)本件対象文書の各職員の氏名及び印影以外の部分には、各職員の 休暇の取得状況等の私生活に関わる情報が記載されており、これら の情報は当該職員の職務遂行の内容に係る情報ではないため、法 5 条 1 号ただし書ハに該当せず、同号ただし書イ及び口に該当する事 情も認められない。
- (オ)以上のことから、本件対象文書に記載された情報は、全て法5条 1号の不開示情報に該当し、これらを除いた部分に有意の情報は記載されていないから、本件対象文書の全部を不開示としたことは妥当であると考える。
- ウ 法5条6号柱書き該当性

上記アに記載した本件開示請求の経緯からすると、本件対象文書を公にすると、各職員を名指しして、あたかも犯罪を行ったかのような誹謗、中傷又は攻撃の電話がかかり、各職員がその対応に苦慮し、威圧的な要求に対して正当な反論を差し控えるなどの事態を生じさせるほか、このような電話の応対に時間を取られて通常の事務処理が遅延するなどし、情報公開事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。したがって、本件対象文書は、法5条6号柱書きにも該当すると考える。

- (3)上記(2)の諮問庁の説明を踏まえ、以下、検討する。
 - ア 本件開示請求の経緯をみると、諮問庁が説明するとおり、別件事案 を端緒として、異議申立人から「別件事案を処理した仕事が出来ない 公務員等全員の出勤簿」、文書1、文書2及び文書3と立て続けに情 報公開室の職員の出勤簿の開示請求が行われたことが認められる。

- イ また、異議申立人が電話等で、職員の行為が犯罪に当たるから刑事 告発するなどと威圧的な言動を行ったという上記諮問庁の説明は、これを否定できない(異議申立人は、過去の発言は不開示理由にならない旨主張しているが、発言をした事実については諮問庁の主張を否定していない。)。
- ウ 本件対象文書は、職員の氏名の記載があることから、それぞれ、各職員ごとに、全体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。
- 工 本件対象文書の①欄及び②欄の各職員の氏名及び印影については、諮問庁の説明する本件開示請求の経緯及び異議申立人の言動からすると、これらを公にすると上記(2)イ(ウ)に記載した特段の支障の生ずるおそれがあるとの諮問庁の説明は、これを否定し難い。そうすると、各職員の氏名及び印影は、法5条1号ただし書イの法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には該当せず、同号ただし書口及びハに該当する事情も認められない(印影は、当該職員が特定日に出勤して職務に従事したことを示すものではあるが、職務遂行の内容に係る情報とはいえない。)。さらに、当該氏名及び印影は、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分であるから、法6条2項による部分開示の余地はない。
- オ 次に、本件対象文書の③欄ないし⑤欄には、各職員の休暇の取得状況等の私生活に関わる情報が記載されているところ、これらの情報は、当該職員の公務員としての職務遂行の内容に係る情報であるとは認められず、法5条1号ただし書ハに該当しない。また、同号ただし書イ及び口に該当する事情も認められない。さらに、これらの情報を公にすると、知人、同僚等であれば当該職員を特定することが可能であり、その場合、当該職員の私生活の内容を知られる結果となることから、当該職員の権利利益を害するおそれがないとは認められず、法6条2項による部分開示をすることはできない。
- カ したがって、本件対象文書の①欄ないし⑤欄に記載された情報は、 全て法5条1号の不開示情報に該当し、これらを除いた様式部分に有 意の情報が記載されていないとの諮問庁の説明も首肯することができ るから、本件対象文書の全部を不開示としたことは、同条6号につい て判断するまでもなく、妥当である。
- 3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、同条 1 号に該当すると認められるので、同条 6 号柱書きについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡,委員 椿 愼美,委員 山田 洋

別紙

1 本件対象文書

- 文書 1 行政不服審査法に基づく事案(国広情第289号平成27年 12月25日付)の処理(文書の受取り含む)手続に関与した 職員等の出勤簿
- 文書 2 行政不服審査法事案(平成 2 8 年(行情)第134号)において、内閣府の審査会に提出した理由書作成に関与した公務員等全員の出勤簿
- 文書3 別紙行政文書に記載されている「当方」「担当職員」(赤丸部分)の出勤簿

2 本件処分

1 諮問番号	2 処分	3 処分番号	4 文書
平成28年(行情)	処分 1	平成28年3月11日	文書 1
諮問第348号		国広情第412号	
平成28年(行情)	処分 2	平成28年3月11日	文書 2
諮問第350号		国広情第414号	
平成28年(行情)	処分 3	平成28年3月11日	文書 3
諮問第351号		国広情第416号	